

夜間・休日を基本とした議会運営（地方議会における自主的取組例）

長野県喬木村における取組（※ 平成29年9月時点）

- 基本情報
 - ・ 人口（平成27年国調）：6,310人
 - ・ 議員（平成29年10月1日現在） 12人（うち女性議員1人）

- 検討経緯
 - ・ 平成21年6月執行の村議会議員選挙において無投票となったことを機に、議会改革の機運が高まる。「議会改革検討委員会」において、住民がより身近に議会に参加できる環境づくりとして「夜間・休日議会」の検討が行われたが、職員の人的負担・超過勤務等の経費負担が障壁となり議論進まず。
 - ・ 平成24年12月、「喬木村議会基本条例」制定。
 - ・ 平成29年6月執行の村議会議員選挙において無投票となった。
 - ・ 議会活動と議員個人の職業の両立及び議員のなり手不足解消と多様な世代の村政参加を促す目的から、平成29年8月、全員協議会において「夜間・休日議会の開催に取り組む」という方向性を決定。
 - ・ 平成29年9月、議長から村長に対し「開かれた議会実現のための提言書」提出。この中で、夜間・休日議会の実施に係る具体的計画について提言。

- 取組内容
 - ・ 会期（概ね16日間～20日間）や本会議日数（3日間：開会、一般質問、閉会それぞれ1日）は変更しない。
 - ・ 本会議の一般質問を土日のどちらかで開催する。
 - ・ 常任委員会（予算決算以外）は平日の夜間開催（7時～9時）を基本に運営する。
予算決算常任委員会は、6月及び12月については夜間の実施を検討する。
 - ・ 予め議案に関する補足資料の提出を求め、簡単な質疑の回答は事前に議員が共有するなど審議の簡素化に取り組む。

※ このほか、平成29年7月から、議長報告、委員長報告等について回覧で対応している。

- 想定される課題等
 - ・ 夜間は会議時間が限られるため、会議の時間配分、議案の情報共有、議員のスケジュール調整など、詳細な事前準備が必要となり、また十分な審議ができるのかという懸念がある。
 - ・ 議会事務局の負担増加、議会対応に係る職員の人件費（超過勤務手当）増加への対応を検討する必要がある。

夜間・休日等議会の活用状況

○ 市区議会

出所：全国市議会議長会「市議会の活動に関する実態調査」をもとに作成

【休日等議会】

	団体数	開催件数(件)	平均傍聴者数(人/件)
平成25年	19	22	34.1
平成26年	17	20	23.9
平成27年	19	21	29.2
平成28年	19	21	44.8
平成29年	19	21	35.3
平成30年	20	22	36.6

【夜間議会】

	団体数	開催件数(件)	平均傍聴者数(人/件)
平成25年	2	2	45.5
平成26年	2	2	32.5
平成27年	3	3	62.0
平成28年	3	3	49.7
平成29年	4	4	17.5
平成30年	3	3	36.7

○ 町村議会

出所：全国町村議会議長会「町村議会実態調査」をもとに作成（※平成25年以前の調査対象期間は前年7月1日～当年6月30日）

【休日等議会】

	団体数	平均開催日数(日)
平成25年	32	1.4
平成26年	31	1.4
平成27年	32	1.3
平成28年	27	1.4
平成29年	33	1.2

【夜間議会】

	団体数	平均開催日数(日)
平成25年	19	1.7
平成26年	18	1.9
平成27年	16	1.8
平成28年	14	1.9
平成29年	17	1.7

※ 都道府県議会においては開催事例なし

出所：都道府県議会運営における事例調(平成30年3月)をもとに作成
(調査期間は、平成25年7月1日～平成29年6月30日)